

令和3年度 第4回 美濃加茂市地域公共交通活性化協議会

○議 題

- ・議第1号 「3公園連絡線」の車両最大値の変更について
- ・議第2号 「フルーツ山之上線」及び「フルーツ蜂屋線」の車両最大値の変更について
- ・議第3号 ハイエース通勤ターの移動円滑化基準の適用除外認定について

○報告事項

- ・報告事項1 安全性確保が必要なバス停留所の移設について
- ・報告事項2 QUICK RIDEの導入について

## 議第 1 号

### 「3 公園連絡線」の車両最大値の変更について

#### ○要旨

あい愛バス「3 公園連絡線」に 3 1 人乗りの新バス車両（EV バス）を導入することに伴い、路線の車両最大値を変更し、登録することについて協議します。

#### ○新車両導入理由

令和 4 年 2 月に「3 公園連絡線」に EV バスを導入するため、それに合わせてこの路線を走行するバスの車両最大値を変更します。

EV バスを導入することは、SDGs 未来都市の実現に向け、環境負荷の低減に寄与するとともに、人々の環境保全意識を高めることにつながります。さらに、「3 公園連絡線」の経路である「中部国際医療センター」は、住民だけでなく、市外、県外、海外からの利用者が多く見込まれるため、現在、同路線を走行している車両と同程度の乗車定員の車両を導入することで、利便性の維持、向上に努めます。なお、導入する EV バスの 1 回の充電で走行できる距離が 150km 程であるため、これまで同路線で利用していた 2 8 人乗りの車両と併用します。

また、車両最大値については、現在「まちなかぐるっと線」及び「古井駅-可児川駅線」を走行している日野 H X 9 J L C E - F W W A A D - S M（ポンチョ）を登録します。これは、ポンチョの方が EV バス（J6）よりも車高が大きいため、ポンチョを登録することにより J6 も走行可能になるとともに、不測の事態にポンチョを「3 公園連絡線」において運用することができるようにするためです。

※現在は日野 日野 K K - R X 4 J F E A（リエッセ）の大きさを登録しています。

#### ○運行事業者

新太田タクシー株式会社

#### ○車両諸元

使用車両	日野 H X 9 J L C E - F W W A A D - S M（ポンチョ）
車両重量	5, 990kg
車両総重量	7, 805kg
乗車定員	33 名（座席 18 名 + 立席 14 名 + 運転席 1 名）
全長	699cm
全幅	208cm
全高	310cm

※高さ重量が現行車両より大きくなります。

○対象路線  
3 公園連絡線

○導入予定時期  
令和4年2月中

○事前調整  
警察、道路管理者とは事前協議済みです。

資料1・・・「3 公園連絡線」車両最大値変更について

## 議第 2 号

### 「フルーツ山之上線」及び「フルーツ蜂屋線」 の車両最大値の変更について

#### ○要旨

あい愛バス「フルーツ山之上線」及び「フルーツ蜂屋線」に定員 14 名の新バス車両を導入及び登録し、また路線の車両最大値を変更することについて協議します。

#### ○新車両導入理由

あい愛バス全 9 路線のうち 6 路線で運行している現行の日産キャラバン（LDF-DW4E26）は、平成 29 年 10 月から令和 3 年 9 月までの 4 年間の走行により、多い車両で 30 万キロ程度走行しており、故障等が頻発しているため、安全運行のためにも、新しい車両の購入が必要になります。現行の日産キャラバン（LDF-DW4E26）と同程度の輸送能力を備えるトヨタハイエースコンピューター（GDH223B-LETNY）を購入することで、サービスの維持、向上を目指します。今回の車両購入は買い替えではなく増車であり、不要となる日産キャラバン（LDF-DW4E26）は予備車として、必要に応じて活用します。

#### ○運行事業者

新太田タクシー株式会社

#### ○車両諸元

使用車両	トヨタ	GDH223B-LETNY
車両重量	2,250kg	
車両総重量	3,020kg	
乗車定員	14名	
全長	538cm	
全幅	188cm	
全高	228cm	

※全長のみ、現行車両（日産キャラバン LDF-DW4E26）より大きくなります。

#### ○対象路線

フルーツ山之上線・フルーツ蜂屋線

※「フルーツ山之上線」及び「フルーツ蜂屋線」以外の地域支線についてはバスタイプの車両での運行ができるように車両最大値を登録しているため、今回の

トヨタハイエースコンピューター（GDH223B-LETNY）はそれらの路線には登録しません。

○導入予定時期

令和4年1月中

○事前調整

警察、道路管理者とは事前協議済みです。

資料2…「フルーツ山之上線」「フルーツ蜂屋線」車両最大値変更について

## 議第 3 号

### ハイエースコミューターの移動円滑化基準の適用除外認定について

#### ○要旨

令和 4 年 1 月に新しく導入予定のワゴンタイプの車両について、移動円滑化基準の適用除外認定を受けることについて協議します。

#### ○車両の導入を必要とする理由

議第 2 号に記載

#### ○認定を必要とする理由

美濃加茂市のコミュニティバスのワゴンタイプ車両で運行する路線については、先に導入した日産キャラバンと同様に、道路幅員の狭い箇所や、道路の円弧半径の小さいカーブがある箇所があり、車幅 2.1 メートル以下で、ホイールベースの短いワゴンタイプ車両でなければ運行することが困難であるため、路線の道路環境や 1 便当たりのコミュニティバスの乗車人数を考慮し、旅客 12 人乗りのワゴンタイプ車両を使用することが適当と考えられます。なお、定員を最大限利用可能な 12 人乗りとするため、車椅子スペース、通路の手すり等の間隔を十分に確保することが困難となることから、移動円滑化基準適用除外の認定を受けるものであります。

車椅子使用者の利用については、美濃加茂市ではタクシーチケットを配付するなどしており、移送サービスや介護タクシー等の別のサービスにより対応することとします。

#### ○対象路線

あまちの森・しょうよう線、むくの木・そうきち線、さとやま線、ほたる線、フルーツ山之上線、フルーツ蜂屋線

#### ○導入車両について

使用車両	トヨタハイエースコミューター (GDH223B-LETNY)
初年度登録	令和 3 年 12 月 20 日頃(予定)
走行距離	0km
車両重量	2,250 kg
車両総重量	3,020kg
乗車定員	14 名
長さ	5,380 mm
幅	1,880 mm
高さ	2,280 mm

●認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項	内容
第37条第2項第2号	<p>乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 幅は、八十センチメートル以上であること。</p> <p><b>二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備(国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。)が備えられていること。</b></p>
第39条	<p>乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。</p> <p>一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。</p> <p>二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。</p> <p>四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。</p> <p>五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。</p> <p>六 車椅子スペースである旨が表示されていること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。</p>
第40条第1項	<p>第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅(容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅)は、八十センチメートル以上でなければならない。</p>
第40条第2項	<p>通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。</p>
第41条	<p>乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。</p> <p>2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。</p> <p>3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。</p>

## 報告事項 1

### 安全性確保が必要なバス停留所の移設について

#### ○要旨

令和2年12月23日に岐阜県バス停留所安全性確保合同検討会より公表された「安全性確保対策が必要とした停留所リスト」について、あい愛バスの停留所4カ所が対象となっていました。今回、その4カ所うちの3カ所について、移設先が見つかり、市道の場合は道路管理者、民地の場合は土地所有者の承諾を得られましたので、移設することといたします。今回移設を行わない「上伊瀬」停留所についても、今後、付近の状況を確認し、移設場所を検討します。

#### ○移設する停留所

停留所名	路線名	場所（変更前）	場所（変更後）
川合西公民館	むくの木・そうきち線	川合町3丁目西畑 2869-10	川合町3丁目西畑 2869-9

※これまで停留所の位置として登録していた場所（川合町3丁目西畑 2869-10）は市道ですが、実際には民地内（川合町3丁目西畑 2869-9）に設置しておりました。今回民地内に設置することについて改めて土地所有者に承諾を得ております。

停留所名	路線名	場所（変更前）	場所（変更後）
稲辺公民館	あまちの森・しょうよう線	加茂野町稲辺 二軒屋 358-13	加茂野町稲辺 二軒屋 358-1

※これまで停留所の位置として登録していた場所（加茂野町稲辺二軒屋 358-13）は市道ですが、実際には民地内（加茂野町稲辺二軒屋 358-1）に設置しておりました。今回民地内に設置することについて改めて土地所有者に承諾を得ております。

停留所名	路線名	場所（変更前）	場所（変更後）
森山団地	古井駅-可児川駅線	森山町5丁目 大木洞 15-18	森山町5丁目 大木洞 15-18 地先

※これまで停留所の位置として登録していた場所（森山町5丁目大木洞 15-18）は民地であり、今回、それを市道森山352号線上（森山町5丁目大木洞 15-18 地先）に移設します。

#### ○適用予定日

川合西公民館 令和3年12月1日（水）  
稲辺公民館 令和3年12月2日（木）  
森山団地 令和3年12月3日（金）

#### ○停留所の詳細

資料3…川合西公民館停留所の移設について  
資料4…稲辺公民館停留所の移設について  
資料5…森山団地停留所の移設について

## 報告事項 2

### クイックライド 「QUICK RIDE」の導入について

#### ○要旨

令和3年10月25日（月）から、スマートフォンを使ってあい愛バスの乗り放題定期券及び回数券を購入できるようになる、「QUICK RIDE」というシステムの運用を開始しました。これまで、定期券を購入するためには、市役所等の公共施設を訪れなくてはならず、利用者の方にはご不便をおかけしておりましたが、これにより、市役所を訪れなくても、スマートフォンアプリでいつでも（メンテナンス時間を除く）、どこでも定期券及び回数券が購入できるようになります。

#### ○QUICK RIDE でできる主なこと。

- ・定期券の購入・利用
- ・回数券の購入・利用

※65歳以上の方は定期券の値段が一般の半額になります。65歳以上の方の購入には生年月日がわかる身分証明書の添付をお願いしており、その認証作業を行うため、申込から使用開始まで数時間～数日程度お時間を頂戴します。

資料 6…QUICK RIDE について